

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月2日
【事業年度】	第30期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社 fonfun
【英訳名】	fonfun corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水口 翼
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号
【電話番号】	(03)5365-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 コーポレートソリューション本部長 八田 修三
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号
【電話番号】	(03)5365-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 コーポレートソリューション本部長 八田 修三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月25日に提出いたしました第30期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

2026年6月25日付 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

（中略）

監査上の主要な検討事項

（中略）

（訂正前）

2. MWD社の企業結合に関する取得価額の合理性及び取得原価の配分の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項「（企業結合等関係）」に記載のとおり、会社は2025年12月1日にマイクロウェーブデジタル社（以下「MWD社」という。）の株式を120,001千円で取得し、同社を連結子会社としている。取得原価の配分の結果、のれん234,047千円及び顧客関連資産65,048千円を計上しており、当連結会計年度末においても、のれん226,927千円及び顧客関連資産62,880千円を計上している。これらはそれぞれ総資産の6.9%及び1.9%を占めており、連結財務諸表に対する金額的重要性が高い。</p> <p>のれんは株式の取得価額と識別可能資産及び負債の時価の純額との差額で算定されるため、株式の取得価額の合理性及び識別可能資産及び負債の時価の測定が重要である。</p> <p>会社は、当該株式の取得に当たり、MWD社の事業計画を基礎として算定された企業価値を踏まえて取得価額を決定している。また、取得原価の配分に当たり、顧客関連資産は企業価値に既存顧客の割合等を考慮して算定されている。</p> <p>MWD社の企業価値の算定及び顧客関連資産の測定は、以下の理由から経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画には、将来の売上高成長率の予測といった重要な仮定が含まれており、不確実性を伴う。</li> <li>・顧客関連資産の測定に際しては、顧客減少率等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、MWD社の株式の取得価額の合理性及び取得原価の配分の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、MWD社の株式の取得価額の合理性及び取得原価の配分の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MWD社の取得に関する承認プロセス等の内部統制の理解を行った。</li> <li>・企業価値算定の基礎となる事業計画に含まれる将来の売上高成長率について、担当取締役に対して質問を実施するとともに、売上高の過年度及び直近実績との比較を行い、合理性を評価した。</li> <li>・会社が利用した外部の専門家による企業価値算定に関し、使用された計算手法及び割引率を含む基礎データの選択について、再計算及び利用可能な外部データとの突合等により適切性を検討した。</li> <li>・会社が利用した外部の専門家により算定された顧客関連資産に関し、既存顧客割合や顧客減少率について担当取締役への質問を実施するとともに、算定基礎資料の閲覧、過去実績との比較分析及び再計算を行い、計上額の合理性を検討した。</li> <li>・会社が利用した外部の専門家による財務デューデリジェンス報告書や取得原価配分報告書、事業価値算定報告書の閲覧並びに関連証憑との突合を行い、取得原価の配分の適切性を評価した。</li> </ul>

(訂正後)

2. MWD社の企業結合に関する取得価額の合理性及び取得原価の配分の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項「(企業結合等関係)」及び「(重要な会計上の見積り)」に記載のとおり、会社は2025年12月1日にマイクロウェブデジタル社(以下「MWD社」という。)の株式を120,001千円で取得し、同社を連結子会社としている。取得原価の配分の結果、のれん234,047千円及び顧客関連資産65,048千円を計上しており、当連結会計年度末においても、のれん226,927千円及び顧客関連資産62,880千円を計上している。これらはそれぞれ総資産の6.9%及び1.9%を占めており、連結財務諸表に対する金額的重要性が高い。</p> <p>のれんは株式の取得価額と識別可能資産及び負債の時価の純額との差額で算定されるため、株式の取得価額の合理性及び識別可能資産及び負債の時価の測定が重要である。</p> <p>会社は、当該株式の取得に当たり、MWD社の事業計画を基礎として算定された企業価値を踏まえて取得価額を決定している。また、取得原価の配分に当たり、顧客関連資産は企業価値に既存顧客の割合等を考慮して算定されている。</p> <p>MWD社の企業価値の算定及び顧客関連資産の測定は、以下の理由から経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画には、将来の売上高成長率の予測といった重要な仮定が含まれており、不確実性を伴う。</li> <li>・顧客関連資産の測定に際しては、顧客減少率等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、MWD社の株式の取得価額の合理性及び取得原価の配分の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、MWD社の株式の取得価額の合理性及び取得原価の配分の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MWD社の取得に関する承認プロセス等の内部統制の理解を行った。</li> <li>・企業価値算定の基礎となる事業計画に含まれる将来の売上高成長率について、担当取締役に対して質問を実施するとともに、売上高の過年度及び直近実績との比較を行い、合理性を評価した。</li> <li>・会社が利用した外部の専門家による企業価値算定に関し、使用された計算手法及び割引率を含む基礎データの選択について、再計算及び利用可能な外部データとの突合等により適切性を検討した。</li> <li>・会社が利用した外部の専門家により算定された顧客関連資産に関し、既存顧客割合や顧客減少率について担当取締役への質問を実施するとともに、算定基礎資料の閲覧、過去実績との比較分析及び再計算を行い、計上額の合理性を検討した。</li> <li>・会社が利用した外部の専門家による財務デューデリジェンス報告書や取得原価配分報告書、事業価値算定報告書の閲覧並びに関連証憑との突合を行い、取得原価の配分の適切性を評価した。</li> </ul>

(中略)

(訂正前)

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

(訂正後)

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、当連結会計年度の下期に実施した株式取得により連結子会社となった株式会社マイクロウェーブデジタルの財務報告に係る内部統制について、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。これは、当該会社の規模、事業の多様性や複雑性等から、内部統制の評価には、相当の期間が必要であり、当事業年度の取締役会による決算承認までの期間に評価を完了することが困難であったことによる。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

(後略)

以上